

「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として「第12次提案等に対する政府の対応方針」において措置される事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1113	NPO法人に対する資金調達制度拡充	中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）第2条	平成19年度中に結論	<p>〔第9次提案に対する対応方針（平成18年9月15日）〕</p> <p>NPOに対する資金調達制度の拡充については、「骨太2006」に基づく内閣府でのNPO制度の見直しの状況を踏まえ、中小企業施策のNPOへの適用拡大等について、有識者による検討を行う。</p> <p>その一環として、信用保証協会の中小企業への債務保証に対する中小企業金融公庫による保険制度を、NPOに対象拡大することについて、行政改革推進法に基づく政策金融改革の動向を踏まえ、検討する。</p>	全国で実施	特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）に基づき設立される特定非営利活動法人（NPO法人）に対し、中小企業信用保険法の特例を設け、一定の要件（農工商等連携支援事業に限る）を満たす場合には、信用保証協会の保証を適用可能とするよう平成20年度中に所要の措置を講ずることとする。	経済産業省

規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
403	社会教育に関する権限の移譲	地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第180条の7、第180条の8	平成19年度中に措置できるよう結論	<p>〔第9次提案に対する対応方針（平成18年9月15日）〕 教育委員会の事務権限の移譲について、その条件や範囲を含め具体的な内容は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を所管する文部科学省において検討が進められるものと承知している。 これを踏まえ、対応すべき事項がある場合には必要な検討を行う。</p> <p>〔第11次提案等に対する対応方針（平成19年10月9日）〕 教育委員会の事務権限の移譲について、その条件や範囲を含め具体的な内容は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を所管する文部科学省において引き続き検討が進められるものと承知している。 これを踏まえ、対応すべき事項がある場合には必要な検討を行い、平成19年度中に措置できるよう結論を得る予定。 【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成18年度中に措置できるよう結論」とされていたもの】</p>	検討中	教育委員会の事務権限の移譲について、その条件や範囲を含め具体的な内容は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を所管する文部科学省において引き続き検討が進められるものと承知している。 これを踏まえ、対応すべき事項がある場合には必要な検討を行う。	総務省
504	在留資格「投資・経営」で入国・在留する者のうち、高度人材に係る在留期間の伸長	出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年10月28日法務省令第54号）別表第2	平成21年通常国会までに関係法案提出	<p>〔第9次提案に対する対応方針（平成18年9月15日）〕 内閣官房に設置された「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」や「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」等における入国後の外国人の在留状況を的確に把握する仕組みについての検討結果及び改正入管法の下で在留期間の上限を5年間とする外国人研究者、外国人情報処理技術者の入国・在留状況を踏まえ、高度人材の範囲及び当該高度人材の在留期間の伸長について平成18年度中に結論を得るべく、検討を行っていく。</p> <p>〔第11次提案等に対する対応方針（平成19年10月9日）〕 「規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定）」を踏まえ、関係省庁と連携し、措置の前提である新たな在留管理体制の整備と併せて検討し、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出する。 また、法務省においては、平成19年2月に法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留管理の在り方について検討し、平成19年度末を目処に法務大臣に検討結果を報告することとしており、当該検討結果も踏まえて具体的検討を進める。 【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成18年度中に結論」とされていたもの】</p>	検討中	「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）」を踏まえ、関係省庁と連携し、措置の前提である新たな在留管理体制の整備と併せて検討し、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出する。 また、法務省においては、平成19年2月に法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留管理の在り方について検討し、平成19年度末を目処に法務大臣に検討結果を報告することとしており、当該検討結果も踏まえて具体的検討を進める。	法務省
802	社会教育に関する権限の移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号）第23条第12号	平成19年度中に措置できるよう結論	<p>〔第9次提案に対する対応方針（平成18年9月15日）〕 現行制度上、社会教育に関する事務については、教育委員会が担当しているところ、地方公共団体の判断により首長が担当できるよう、政治的中立性の担保等に留意しつつその条件や範囲を含め具体的な内容を検討する。</p> <p>〔第11次提案等に対する対応方針（平成19年10月9日）〕 現在、教育基本法の改正に伴う社会教育法等の見直しについて、中央教育審議会において検討が進められているところであり、社会教育に関する事務の所管の在り方についても、今般、構造改革特区の第11次提案がなされたことも踏まえ、社会教育行政の政治的中立性の担保等に留意しつつ、地方公共団体の判断により首長が担当することの是非について検討し、平成19年度中に措置できるよう結論を得る予定。 【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、「平成18年度中に措置できるよう結論」とされていたもの】</p>	検討中	教育基本法の改正に伴う社会教育法等の見直しについては、行政官、民間の有識者、学識経験者の意見を幅広く伺いながら、中央教育審議会において検討が進められ、平成20年2月に行われた答申を踏まえて平成19年度中に検討し、結論を得る予定である。	文部科学省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
803	専修学校に対する幼稚園の教員養成機関としての指定	教育職員免許法（昭和24年5月31日法律第147号）別表第1備考第3号 教育職員免許法施行規則（昭和29年10月27日文部省令第26号）第27条、第28条第1項	平成19年度中に結論	<p>〔第9次提案に対する対応方針（平成18年9月15日）〕 現在、専修学校に対しては幼稚園の教員養成機関としての指定を行っていないところ、従来の判断基準や関連する審議会のこれまでの提言との整合性、他の学校種との制度バランス等を考慮した上で、専修学校を幼稚園の教員養成機関として指定する場合の適切な要件について検討する。</p> <p>〔第11次提案等に対する対応方針（平成19年10月9日）〕 既存の指定教員養成機関における教育状況の検証等を行いつつ、関係方面と協議を行い、従来の判断基準や関連する審議会のこれまでの提言との整合性、他の学校種との制度バランス等を考慮した上で、平成19年度中に結論を得る予定。</p> <p>【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、「平成18年度中に結論」とされていたもの】</p>	検討中	大学の教員養成課程の認定基準とのバランス、既存の指定教員養成機関における教育状況の検証等を行いつつ、引き続き関係団体と協議しているところである。	文部科学省
907	被用者保険資格喪失時の喪失情報通知の義務化	国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第113条の2	平成19年度中に結論	<p>〔第9次提案に対する対応方針（平成18年9月15日）〕 社会保険庁及び厚生労働省において、社会保険庁からの国民年金の被保険者の種別の変更等に関する情報の提供事務の在り方について検討を行い、平成19年9月頃までに結論を得ることとする。</p> <p>〔第11次提案等に対する対応方針（平成19年10月9日）〕 社会保険庁及び厚生労働省において、社会保険庁からの国民年金の被保険者の種別の変更等に関する情報の提供事務の在り方について検討を行い、平成19年度中に結論を得ることとする。</p> <p>【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成19年9月頃までに結論」とされていたもの】</p>	検討中	社会保険庁及び厚生労働省において、社会保険庁からの国民年金の被保険者の種別の変更等に関する情報の提供事務の在り方について検討を行い、平成19年度中に結論を得ることとする。	厚生労働省
908	都道府県職業能力開発校の弾力的運営について	職業能力開発促進法（昭和44年法律7月18日第64号）第4条、第15条の6、第16条	平成19年度のできるだけ早期に結論	<p>〔第9次提案に対する対応方針（平成18年9月15日）〕 都道府県職業能力開発校の運営に関して、公共職業訓練が雇用対策におけるセーフティネットとして重要な役割を果たしていることを踏まえ、時代のニーズ、地域の産業構造の変化等に的確に対応した技能の習得を図ることができ、効果的・効率的な職業能力開発を推進することが可能となるよう、柔軟な科目改編、多様な外部人材の活用などの方策について、管理運営の外部委託を含め、その適正な運営を確保することが可能かどうかにつき、地方公共団体の意見を踏まえつつ、検討を行う。</p>	検討中	<p>都道府県職業能力開発校の管理運営の在り方を検討するため、平成19年10月に検討会を設置し、これまで計3回の検討を行ったところ。今後はできるだけ早期に検討会の意見を取りまとめ、平成19年度中に結論を得ることとしている。</p> <p>※「第12次提案等に対する政府の対応方針」において実施時期を改めて設定</p>	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1102	商工会議所の定款変更に関する認可権限の都道府県への委譲	商工会議所法施行令（昭和28年9月30日政令第315号）第7条	平成19年度中に結論	〔第9次提案に対する対応方針（平成18年9月15日）〕 「規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申（平成18年7月31日 規制改革・民間開放推進会議決定）」に基づき、商工会議所の定款変更に関する認可権限の都道府県への委譲について平成19年度中に調査を行い、必要に応じて所要の見直しを行う。	検討中	商工会議所法の許認可事務に関する実際の申請者でありユーザーである商工会議所や、実際に認可を行っている都道府県から、認可申請の現状、問題点の有無等の実態を把握するため、平成19年中に調査を実施したところ。所要の見直しについて、検討を行っている。	経済産業省
1107	法定事業者検査の発電所単位での品質システム構築と審査の見直し	電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第55条 電気事業法施行規則（平成7年10月18日通商産業省令第77号）第94条の5、第94条の5の2 安全管理審査実施要領（内規）（平成18年7月20日付け 平成18・06・15原院第4号）	平成19年度中に結論	〔第9次提案に対する対応方針（平成18年9月15日）〕 安全管理検査制度については、現在、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において溶接安全管理検査について運用改善に関する検討を行っている。この検討を踏まえた上で、定期安全管理検査に係る運用について検討を行い、結論を得る。	検討中	安全管理検査制度については、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において溶接安全管理検査について運用改善に関する検討を行い、平成19年1月に報告書がとりまとめられたところ。平成19年度には、この結果を踏まえて溶接安全管理検査について運用改善を実施するために規定類について整備を行い、新たに規制文書を発出した。定期安全管理検査制度に係る運用についても、現在、関係機関と制度のあり方について検討を行っているところであり、平成19年度中には見直しの方策について結論を得る。	経済産業省
1109	修了者に対する情報セキュリティアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年3月28日経済産業省令第39号）第24条、第25条	平成19年中に結論	〔第9次提案に対する対応方針（平成18年9月15日）〕 修了者に対する情報セキュリティアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設については、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会のWGで行う「情報処理技術者試験制度のあり方についての抜本的な見直し」の議論の中で検討する。 〔第11次提案等に対する対応方針（平成19年10月9日）〕 産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会にWGを設置し、官民の役割分担を含めた情報処理技術者試験制度のあり方等について検討することとしている。これまでの審議及びパブリックコメントの結果を踏まえ、7月20日に第8回WGを開催し、報告書を取りまとめた。今後、試験制度改革を進めていく中で、現行特区制度の評価を踏まえ、高度試験区分の免除制度のあり方について検討し、平成19年中に結論を得る。 【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成19年9月頃までに結論」とされていたもの】	検討中	新試験制度における高度試験区分については情報処理技術者試験制度内における免除制度の拡充としたところ（平成19年12月28日付経済産業省令第79号）。当該免除制度については、現行特区制度の評価を踏まえつつ、民間講座が情報処理技術者試験において求められる知識及び技能の習得について適切かつ効果的な人材育成が図られていることを確認できる方策を模索した上で、新試験制度の実施状況も踏まえつつ引き続き実現に向けて検討する。 ※「第12次提案等に対する政府の対応方針」において実施時期を改めて設定	経済産業省
1110	修了者に対するテクニカルエンジニア（ネットワーク）試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年3月28日経済産業省令第39号）第24条、第25条	平成19年中に結論	〔第9次提案に対する対応方針（平成18年9月15日）〕 修了者に対するテクニカルエンジニア（ネットワーク）試験の午前試験を免除する講座開設については、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会のWGで行う「情報処理技術者試験制度のあり方についての抜本的な見直し」の議論の中で検討する。 〔第11次提案等に対する対応方針（平成19年10月9日）〕 産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会にWGを設置し、官民の役割分担を含めた情報処理技術者試験制度のあり方等について検討することとしている。これまでの審議及びパブリックコメントの結果を踏まえ、7月20日に第8回WGを開催し、報告書を取りまとめた。今後、試験制度改革を進めていく中で、現行特区制度の評価を踏まえ、高度試験区分の免除制度のあり方について検討し、平成19年中に結論を得る。 【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成19年9月頃までに結論」とされていたもの】	検討中	新試験制度における高度試験区分については情報処理技術者試験制度内における免除制度の拡充としたところ（平成19年12月28日付経済産業省令第79号）。当該免除制度については、現行特区制度の評価を踏まえつつ、民間講座が情報処理技術者試験において求められる知識及び技能の習得について適切かつ効果的な人材育成が図られていることを確認できる方策を模索した上で、新試験制度の実施状況も踏まえつつ引き続き実現に向けて検討する。 ※「第12次提案等に対する政府の対応方針」において実施時期を改めて設定	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1111	修了者に対するテクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年3月28日経済産業省令第39号）第24条、第25条	平成19年中に結論	<p>〔第9次提案に対する対応方針（平成18年9月15日）〕 修了者に対するテクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験の午前試験を免除する講座開設については、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会のWGで行う「情報処理技術者試験制度のあり方についての抜本的な見直し」の議論の中で検討する。</p> <p>〔第11次提案等に対する対応方針（平成19年10月9日）〕 産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会にWGを設置し、官民の役割分担を含めた情報処理技術者試験制度のあり方等について検討することとしている。これまでの審議及びパブリックコメントの結果を踏まえ、7月20日に第8回WGを開催し、報告書を取りまとめた。今後、試験制度改革を進めていく中で、現行特区制度の評価を踏まえ、高度試験区分の免除制度のあり方について検討し、平成19年中に結論を得る。 【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成19年9月頃までに結論」とされていたもの】</p>	検討中	<p>新試験制度における高度試験区分については情報処理技術者試験制度内における免除制度の拡充としたところ（平成19年12月28日付経済産業省令第79号）。当該免除制度については、現行特区制度の評価を踏まえつつ、民間講座が情報処理技術者試験において求められる知識及び技能の習得について適切かつ効果的な人材育成が図られていることを確認できる方策を模索した上で、新試験制度の実施状況も踏まえつつ引き続き実現に向けて検討する。</p> <p>※「第12次提案等に対する政府の対応方針」において実施時期を改めて設定</p>	経済産業省
1112	修了者に対するテクニカルエンジニア（システム管理）試験の午前試験を免除する講座開設事業のための制度創設	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年3月28日経済産業省令第39号）第24条、第25条	平成19年中に結論	<p>〔第9次提案に対する対応方針（平成18年9月15日）〕 修了者に対するテクニカルエンジニア（システム管理）試験の午前試験を免除する講座開設については、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会のWGで行う「情報処理技術者試験制度のあり方についての抜本的な見直し」の議論の中で検討する。</p> <p>〔第11次提案等に対する対応方針（平成19年10月9日）〕 産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会における中間とりまとめに基づき、同小委員会にWGを設置し、官民の役割分担を含めた情報処理技術者試験制度のあり方等について検討することとしている。これまでの審議及びパブリックコメントの結果を踏まえ、7月20日に第8回WGを開催し、報告書を取りまとめた。今後、試験制度改革を進めていく中で、現行特区制度の評価を踏まえ、高度試験区分の免除制度のあり方について検討し、平成19年中に結論を得る。 【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成19年9月頃までに結論」とされていたもの】</p>	検討中	<p>新試験制度における高度試験区分については情報処理技術者試験制度内における免除制度の拡充としたところ（平成19年12月28日付経済産業省令第79号）。当該免除制度については、現行特区制度の評価を踏まえつつ、民間講座が情報処理技術者試験において求められる知識及び技能の習得について適切かつ効果的な人材育成が図られていることを確認できる方策を模索した上で、新試験制度の実施状況も踏まえつつ引き続き実現に向けて検討する。</p> <p>※「第12次提案等に対する政府の対応方針」において実施時期を改めて設定</p>	経済産業省

規制所管省庁において検討した結果、対応困難となった規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1108	特例措置1143及び1144における問題 審査手数料の見直し	平成18年経済産業省告示第248号第1条第1項第3号、第2条第3項 平成18年経済産業省告示第249号第1条第1項第3号、第2条第3項	平成19年中に結論	<p>【第9次提案に対する対応方針（平成18年9月15日）】 修了認定にかかる試験問題に対する審査手数料については、経済産業省において、独立行政法人情報処理推進機構の業務運営における採算性について配慮するとともに、講座開設者への過度の負担とならないように、審査にかかる実費等を勘案しつつ、検討を行う。</p> <p>【第11次提案等に対する対応方針（平成19年10月9日）】 当該業務を実施する独立行政法人情報処理推進機構において問題審査に係る実績を積み重ねているところ。今後、試験制度改革を進めていく中で、現行特区制度の評価を踏まえ、高度試験区分の免除制度のあり方について検討し、審査手数料についても適切に検討を行い、平成19年中に結論を得る。 【平成18年9月15日付構造改革特区推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成19年9月頃までに結論」とされていたもの】</p>	対応困難	独立行政法人情報処理推進機構における問題審査に係るこれまでの実績を調査したところ（実績について、経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構において調査したところ）、現在の手数料は審査作業に係る実費とほぼ同等であることから、その額は適正であると判断したため、手数料の額の見直しは行わないこととした。	経済産業省